

第6次佐世保市行財政改革推進計画

前期プラン [平成24年度～28年度]

平成24年2月

佐世保市

《目 次》

本計画は、4章立てで構成しており、まず第1章では、計画の策定にあたっての背景・必要性を記載しています。

続く第2章にて、将来の財政見通しを踏まえた基本目標や改革の方向性を示したうえで、第3章では、基本的事項を整理するとともに、改革に資する重点的な取組みに関して、行政運営と財政運営とに大別し、その具体的な内容を明らかにしています。

そして最後に、第4章において、プランの推進に関する記載で結んでいます。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 行財政改革の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 今後における取り巻く環境の変化
 - (1) 「第6次佐世保市総合計画」基本計画の見直し及び運用・・・・・・・・P 1
 - (2) 厳しくなる財政状況の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
 - (3) 地方分権の推進(地域主権改革への対応)・・・・・・・・P 1

第2章 改革の方向性について

- 1 財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 2 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
- 3 今後における改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・P 9

第3章 計画の内容について

- 1 基本的事項
 - (1) 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 11
 - (2) 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 11
 - (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 12
- 2 重点的な取組み
 - 《行政運営改革》
 - I 行政活動の再構築(事務事業の整理合理化と執行の適正化)・・・・・・・・P 14
 - II 行政体制の整備(庁内執行体制の適正化)・・・・・・・・・・・・・・・・P 22
 - III パートナーシップの構築(市民協働の推進)・・・・・・・・P 33
 - 《財政運営改革》
 - IV 財政の健全化(持続可能な財政運営)・・・・・・・・・・・・・・・・P 39

第4章 計画の推進について

- 1 行政経営の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 53
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 53

第1章 計画の策定にあたって

1 行財政改革の経緯

本市では、昭和56年以来、その時々¹の社会経済情勢や財政状況等に応じ、行財政改革に係る大綱や計画等を通じて、過去5回に及ぶ各種取組みの重点的な推進を図ることにより、健全な財政運営、行政サービスの維持向上という面で一定の成果を収めてきました。

なお、近年においては、平成17年3月に示された国の新地方行革指針を受けて策定した「佐世保市行財政改革基本指針及び実施計画(集中改革プラン対応版)〔平成17～21年度〕、それを引き継ぐ形で、行財政改革における市の実行計画(アクションプラン)として策定した「佐世保市行財政改革アクションプラン」〔平成19～23年度〕に基づき、行財政改革に係る各種取組みを推進しています。

2 今後における取り巻く環境の変化

(1) 「第6次佐世保市総合計画」基本計画の見直し及び運用

本市の行財政運営に関する計画の最上位に位置し、各種の分野別計画の基本となる計画として位置づけられる「第6次佐世保市総合計画」〔基本構想:平成20～29年度〕について、個別具体の施策・事業等を示す前期基本計画(平成20～24年度)を見直し、今後、後期基本計画(平成25～29年度)に基づき、各種政策の展開を図ります。

そこで、本市が掲げる行政像「市民とともに歩み、変革し続ける行政」のもと、行財政改革に関し、各種政策を下支えする取組みとして重点的な推進が求められます。

(2) 厳しくなる財政状況の見通し

今後、ハウステンボス再生等の重大な政策課題への対応、少子高齢化による社会保障関係費の増加など、行政需要が増大する一方で、歳入面においても、人口減少等に伴う税収の減少に加え、特に、平成27年度から33年度にかけて、市町合併に伴う財政支援措置である合併算定替が段階的に終了していくことから、厳しい状況が懸念されます。

このように、本市の財政状況のさらなる悪化が想定される中、健全な財政運営を維持していくための方策が求められます。

(3) 地方分権の推進(地域主権改革への対応)

人口減少や少子高齢化等を背景に、社会経済情勢が大きく変化する中で、明治以来の中央集権体質から脱却し、国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することにより、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくという、国のあり方に及ぶ大きな理念のもと、地方分権(地域主権改革)が進められています。

このような時代の潮流を踏まえ、基礎自治体としての役割に応じた対応が求められます。

第2章 改革の方向性について

市政運営にあたっては、「市民第一主義」を基調にし、チャレンジ（挑戦）、チェンジ（変革）、コミュニケーション（対話・意思疎通）の3つのCにより、常に「進化する市政」を目指すとともに、「第6次佐世保市総合計画」に掲げる「行政像」である「市民とともに歩み、変革し続ける行政」の実現を図るべく、経営の視点をもって取り組みます。

そこで、今後における取り巻く環境の変化を考慮する中で、行財政改革に関しては、市政運営と不可分かつ不断の取組みとして推進していく必要があります。

特に、財政上著しい影響を与えることが予想される合併算定替の段階的な終了（平成27～33年度）を視野に入れた今後10年間を捉え、市政運営においても、最大の難局を迎えるものと考えており、改めて、健全な財政運営を念頭に置きつつ、限られた経営資源である人、物、金について、市民ニーズや施策・事業の有効性等を勘案しながら必要な分野に適切に配分し、行政サービスの安定的な提供を持続することを改革における基本理念に据えたうえで、行財政改革のさらなる推進を図ります。

1 財政見直し

財政見直し（※P4参照）に関しては、原則として平成23年度予算を基礎に、人口推計、経済成長など一定の仮定に基づいて普通会計（※）ベースで試算したもので、合併算定替終了の影響を見通す必要があることから、その期間は、平年度（特例措置が消滅する年度）となる平成33年度までとし、平成24～28年度を前期、平成29～33年度を後期として整理します。

なお、以下、金額の表記に際しては、表示桁数未満を四捨五入した概数としています。

【財政見直しの概要】

試算の結果では、人口減に伴う市税や地方交付税など歳入一般財源が減少を続ける一方で、高齢者の増加に伴う社会保障関係費の自然増、ハード整備計画の進捗により歳出が膨らみ、全体計画期間では、134.4億円の大幅な財源不足となっています。

その詳細を見ますと、前期では、合併財政支援措置もあり、19億円の財源不足に止まるものの、後期では、合併財政支援措置の終了による地方交付税の減額等によって、115.3億円の財源不足となっており、単年度の財源不足も6.3～33.5億円の幅で急拡大が見込まれています。

市債残高については、年間45億円程度の臨時財政対策債の発行を見込みつつ、前期において、国際航路ターミナル、市街地再開発などの大型事業に加え、国体開催、公共・公用施設の耐震対策など多額の市債発行により、プライマリーバランスは赤字基調となっており、1,240億円前後で推移し、後期では、投資的経費が低水準となることもあり、1,200億円前後での推移となる見込みです。

また、平成23年度末の見込みで119億円程度確保されている財源調整2基金（※）は、後期での財源不足の拡大もあり、枯渇する状態に陥ると見込まれます。

※財政見通し…地方公共団体の基礎的収支である普通会計の収支見込みで、今後の収支不足の解消や持続可能な財政運営を図るために、今後の改革・改善すべき額を推計するための将来予測です。このため、財政見通しでは、今後の改革・改善を除いた見込みとなっています。

なお、本書 8 ページには、今後の改革・改善見込み額を織り込んだ「財政計画」を掲載しています。

※普通会計…一般会計、特別会計などは個々の地方公共団体ごとに対象とする範囲が異なっているため、財政比較などのために統計上統一的に用いられる会計区分であり、本市の場合、一般会計（収益的な港湾事業を除く。）、住宅事業特別会計、佐世保市等地域交通体系整備事業特別会計、土地取得事業特別会計を合計したものが普通会計です。

※財源調整 2 基金…減債基金（地方債の償還を計画的に行うための基金）及び財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の 2 基金です。

平成24～33年度 財政見通し (単位:億円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	[H23を1とした指数と増減]
地方税	287.0	287.9	285.5	283.2	276.3	274.5	272.9	267.4	265.4	264.1	258.3	(H33) 0.90 △ 28.7
実質的な地方交付税	333.9	341.0	340.7	340.6	336.4	332.5	326.1	322.3	316.3	311.0	312.3	(H33) 0.94 △ 21.6
うち合併算定替	39.5	39.9	39.9	40.3	38.9	33.5	25.5	17.5	9.4	2.8	0.0	(H33) 0.00 △ 39.5
国・県支出金	284.3	291.0	288.1	285.7	285.0	285.6	293.5	299.3	292.6	296.5	299.6	(H33) 1.05 15.3
地方債	108.6	126.9	135.8	111.8	116.0	101.3	104.4	98.1	82.6	78.6	81.8	(H33) 0.75 △ 26.8
うち臨時財政対策債	44.5	47.6	47.2	46.9	46.6	46.2	45.8	45.4	45.0	44.6	44.1	(H33) 0.99 △ 0.4
その他	207.9	198.5	202.1	210.3	208.7	203.4	201.3	201.3	201.0	201.1	201.5	(H33) 0.97 △ 6.4
歳入合計 (A)	1,177.2	1,197.7	1,205.0	1,184.7	1,175.8	1,151.1	1,152.4	1,143.0	1,112.9	1,106.7	1,109.4	(H33) 0.94 △ 67.8
人件費	188.1	187.0	187.1	187.5	188.8	188.1	188.5	188.9	189.3	189.8	190.2	(H33) 1.01 2.1
社会保障関係費	336.4	338.4	350.5	358.3	366.5	374.9	381.6	388.1	392.9	400.1	408.7	(H33) 1.21 72.3
公債費	142.5	138.4	141.6	141.6	136.4	133.5	125.9	125.6	129.1	129.7	130.4	(H33) 0.92 △ 12.1
うち元金償還金	121.3	117.9	120.3	119.3	113.5	109.9	101.7	100.8	103.8	104.4	105.5	(H33) 0.87 △ 15.8
普通建設事業	167.3	197.7	186.5	151.9	150.8	128.3	139.8	133.6	107.0	97.4	99.3	(H33) 0.59 △ 68.0
その他	342.9	339.0	340.9	347.9	339.8	331.8	323.0	324.3	325.7	316.7	314.3	(H33) 0.92 △ 28.6
歳出合計 (B)	1,177.2	1,200.5	1,206.6	1,187.2	1,182.3	1,156.6	1,158.8	1,160.5	1,144.0	1,133.7	1,142.9	(H33) 0.97 △ 34.3
歳入・歳出収支 (C)=(A)-(B)	0.0	△ 2.8	△ 1.6	△ 2.5	△ 6.6	△ 5.5	△ 6.3	△ 17.5	△ 31.1	△ 27.0	△ 33.5	
累積収支	0.0	△ 2.8	△ 4.4	△ 6.9	△ 13.5	△ 19.0	△ 25.3	△ 42.8	△ 73.9	△ 100.9	△ 134.4	
財源調整2基金年度末残高	119.1	122.2	124.3	124.0	118.4	113.0	106.8	89.4	58.5	31.6	△ 1.8	
市場公募債分積立 ①		4.4	5.3	5.7	5.9	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
市場公募債分取崩 ②			3.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
合併準備経費積戻 ③		1.4	1.4	1.4								
条積立 ④		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
国体等への取崩し ⑤												
地方債残高	1,221.7	1,230.8	1,246.3	1,238.8	1,241.3	1,232.7	1,235.3	1,232.6	1,211.4	1,185.7	1,162.0	(H33) 0.95 △ 59.7
プライマリーバランス = (b)-(a)	12.7	△ 9.0	△ 15.5	7.5	△ 2.5	8.6	△ 2.7	2.7	21.2	25.8	23.7	
推計人口 (千人)	261.1	258.5	256.7	254.9	253.2	250.9	248.8	246.6	244.5	242.2	239.7	(H33) 0.92 △ 21.4
うち65歳以上人口 (千人)	65.0	69.7	71.0	72.4	73.8	74.5	75.5	76.2	76.9	77.2	77.0	(H33) 1.18 12.0

2. 財政計画

財政見通しでは、現状のままで推移すると、今後10年間（平成24年度～33年度）に134.4億円の収支不足額が見込まれますので、市民に求められる質の高い行政サービスの維持に努めることを基本に置きながら収支不足額の解消のための年次目標を設定し、その達成に向けて歳入の確保及び歳出の削減に資する取組みを重点的かつ計画的に実施します。

【財政計画の概要】

厳しい財政見通しに対処するため、平成24～33年度の財政計画(P7～8参照)では、以下の「主要項目のガイドライン」と「改善方策」の実現を見込んだうえで、内容を整理しています。

①主要項目のガイドライン

(7)人件費

- ・平成23年度の職員数は、「佐世保市行財政改革アクションプラン」の定員管理目標を反映させる。
- ・平成24年度以降の職員数は、行財政規模に応じた調整を行う。

(イ)市債の発行と償還

- ・プライマリーバランスの黒字化に向けて、発行及び償還を管理する。
- ・前期は、国体開催、耐震対策等により多額の発行となるが、市債残高を期間内に平成23年度の水準を下回るように低下させる。

(ウ)投資的経費

- ・後期は、財源不足により低水準となるが、期間を通じて必要な事業費を確保する。
- ・国際航路ターミナル建設、市街地再開発等の大型事業に加え、国体開催、公共・公用施設の耐震対策等の政策課題に対応する。

②改善方策

財政見通しで見込まれる収支不足134.4億円の解消に向け、3ステップの改革改善を目指すこととしています。

- ・ステップ1〔行政運営の効率化、財政基盤の強化(内部努力)〕・・・106.4億円
 - 主に、これまでの行財政改革アクションプラン等での「財政基盤の強化」に向けた取り組み
 - (歳入面)・・・+44.5億円
 - ・遊休財産の管理運用や処分
 - ・基金の活用
 - (歳出面)・・・△61.9億円
 - ・補助金等の見直し、民間委託等の推進、行政評価(※)を活用した事務改善等
 - ・定員管理の適正化(業務・サービス量の変動に伴う目標管理)
 - ・合併経過措置の解消
- ・ステップ2〔行財政規模の適正化(行政サービスの調整)〕・・・55.1億円
 - 主に、本計画等で想定「行財政規模の適正化」に向けた取り組み
 - (歳入面)・・・+37.5億円
 - ・市税の徴収率のさらなる向上
 - ・基金の再編による財源の充当
 - ・受益者負担基準の実質的な運用

(歳出面)・・・△17.6億円

- ・事務事業の整理合理化、事務事業の総点検
- ・BPR(※)による業務改革(業務プロセスの見直し・再設計)
- ・PRE戦略(※)(資産の戦略的活用)、市有財産の再編統合
- ・適正な行政規模に応じた定員管理の適正化

◇ステップ1及び2に示した方策による収支改善を進め、財政計画については毎年度ローリングすることにより、この収支不足の解消を目指します。

また、財政状況に対する認識を市民と行政が共有するとともに、財政運営への市民参画と市民満足度の向上を図るため、財政の現状、将来の財政見通しなど財務・財政情報をわかりやすく公表したうえで、市民との対話を進めます。

・ステップ3〔財政危機回避に向けた取組み(選択と適正負担)〕

◇ステップ3は、財政状況が厳しさを増すにつれ、ステップ1及び2の方策を強化していく必要に迫られるものの、人口減少、少子高齢社会の進展に伴い、これらの対応は限界を迎え、「サービスの選択と適正な負担」が不可避となる自己決定の段階への移行が考えられることを示しています。つまり、行政は、財政見通しを踏まえた施策・事務事業といった行政サービスの選択をしていくとともに、それらに係るコストも含めた情報を市民に提供し、市民は、自らの財政負担を意識しながら、行政サービスの水準を決定することがそれぞれ求められるようになります。

この新たな段階に備えるため、当初から、市民へ提供する情報の内容や情報の提供方法、サービスの選択やサービス水準の決定といった仕組みなどの検討を始めます。

改善方策により財政計画期間中の収支は、27.1億円の黒字となる見込みですが、合併算定替の段階的な終了以降については、単年度収支の悪化は急速に拡大し、恒常的な財源不足が見込まれています。

その詳細を見ますと、前期の収支では、合併財政支援措置や基金による年度間調整もあり、43.1億円の黒字を維持できるものの、後期では、改善方策に取り組んでもなお、16.1億円の財源不足となっており、単年度の財源不足も平成30年度以降、年を追うごとに拡大が見込まれています。

市債残高については、後期からはプライマリーバランスが黒字となり、平成31年度には平成23年度の水準を下回る見込みです。

また、財源調整2基金は、平成23年度末の実質的な残高の水準を当面は維持できる見込みです。

※行政評価・・・「行政が行う行政活動について、どのような目標のもと、どれだけのコストをかけ、どのような成果を上げたかについて、住民の視点に立った成果目標を数値によって表し、継続的に評価し、また新たな課題を見つけ改革・改善を行う」という限られた行政資源(人・もの・金)を有効に活用するためのマネジメント(経営)の仕組み。

※BPR・・・Business Process Reengineeringの略称で、業務やサービスのプロセスを機能別のタスク・要素に分解し、各タスク・要素を全体のプロセスを見直す観点から、部門などの組織の壁を破り、抜本的な再設計・プロセスの再構築を行うことによって、業務やサービスの効率や効果の向上を目指すこと。

※PRE戦略・・・Public Real Estateの略称で、公的不動産について公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうとする考え方。

(単位:億円)

財政見直しを受けた収支改善の取組み項目		改善効果額
収支改善効果		161.44
ステップ1 行政運営の効率化、財政基盤の強化【内部努力】		106.37
【歳入面】		44.53
(i) 新たな財源確保～遊休財産の管理運用・適正な処分		4.00
(ii) 基金の活用(国体、耐震、江迎中、本庁舎大規模改修等)		40.53
【歳出面】		△ 61.84
(ア) 歳出見直し		△ 27.50
・行政評価の活用による継続的な事務改善、補助金等見直し、民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、情報システムの計画的な導入・運用等		
(イ) 定員管理の適正化(人件費)～削減人員△126人		△ 49.07
(ウ) 定員管理の適正化(物件費)～人件費減×4割相当		19.63
(エ) 合併経過措置是正		△ 4.90
ステップ2 行財政規模の適正化【行政サービスの調整】		55.07
【歳入面】		37.47
(iii) 徴収率の向上～市税滞納整理等		31.47
(iv) 新たな基金の活用～基金再編		6.00
(v) 受益者負担基準の実質的な運用		—
【歳出面】		△ 17.60
(オ) 新たな歳出見直し		△ 0.90
・事務事業の整理合理化、公的関与の視点による全事務事業の総点検		
(カ) 新たな歳出見直し～BPRIによる業務改革		△ 0.90
(キ) 資産の戦略的活用～市有財産の再編統合		△ 5.50
(ク) 適正な行財政規模に応じた定員管理(人件費)～削減人員△33人		△ 17.15
(ケ) 適正な行財政規模に応じた定員管理(物件費)～人件費減×4割相当		6.85
ステップ3 財政危機回避に向けた取り組み【選択と適正負担】		—
選択と受益者負担を前提とした行政サービスの提供		—
パートナーシップ(市民協働の基盤)の構築(新たな地域コミュニティによる自治等)		—
(再掲) 定員管理～削減人員△159人	(ウ)	△ 159
(人件費)～削減人員△159人		△ 66.22
(物件費)～人件費減×4割相当		26.48
定員管理の適正化～削減人員△126人		
(イ)(人件費)～削減人員△126人		△ 49.07
(ウ)(物件費)～人件費減×4割相当		19.63
適正な行財政規模に応じた定員管理～削減人員△33人		
(ク)(人件費)～削減人員△33人		△ 17.15
(ケ)(物件費)～人件費減×4割相当		6.85

平成24～33年度 財政計画 (単位:億円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	[H23を1とした指数と増減]
地方税	287.0	289.1	287.7	286.1	279.4	278.0	276.6	271.0	269.1	268.0	261.9	(H33) 0.91 △ 25.1
実質的な地方交付税 + (d)	333.9	341.0	340.7	340.6	336.4	332.5	326.1	322.3	316.3	311.0	312.3	(H33) 0.94 △ 21.6
うち合併算定替	39.5	39.9	39.9	40.3	38.9	33.5	25.5	17.5	9.4	2.8	0.0	(H33) 0.00 △ 39.5
国・県支出金	284.3	291.0	288.1	285.7	285.0	285.6	293.5	299.3	292.6	296.5	299.6	(H33) 1.05 15.3
地方債 (a)	108.6	126.9	135.8	111.8	116.0	101.3	104.4	98.1	82.6	78.6	81.8	(H33) 0.75 △ 26.8
うち臨時財政対策債 (d)	44.5	47.6	47.2	46.9	46.6	46.2	45.8	45.4	45.0	44.6	44.1	(H33) 0.99 △ 0.4
その他	207.9	205.7	210.3	221.5	211.4	203.8	201.8	202.7	211.5	205.4	205.8	(H33) 0.99 △ 2.1
歳入合計 (A)	1,177.2	1,206.1	1,215.4	1,198.8	1,181.6	1,155.0	1,156.6	1,148.0	1,127.1	1,114.9	1,117.3	(H33) 0.95 △ 59.9
人件費	188.1	187.0	185.6	184.6	184.4	182.2	181.1	180.0	179.0	178.0	177.2	(H33) 0.94 △ 11.0
社会保障関係費	336.4	338.4	350.5	358.3	366.5	374.9	381.6	388.1	392.9	400.1	408.7	(H33) 1.21 72.3
公債費	142.5	138.4	141.6	141.6	136.4	133.5	125.9	125.6	129.1	129.7	130.4	(H33) 0.92 △ 12.1
うち元金償還金 (b)	121.3	117.9	120.3	119.3	113.5	109.9	101.7	100.8	103.8	104.4	105.5	(H33) 0.87 △ 15.8
普通建設事業	167.3	197.7	186.5	151.9	150.8	128.3	139.8	133.6	107.0	97.4	99.3	(H33) 0.59 △ 68.0
その他	342.9	338.5	340.2	347.2	338.3	330.4	321.7	322.5	323.9	315.0	312.6	(H33) 0.91 △ 30.3
歳出合計 (B)	1,177.2	1,200.0	1,204.4	1,183.6	1,176.4	1,149.3	1,150.1	1,149.9	1,131.8	1,120.2	1,128.1	(H33) 0.96 △ 49.1
歳入・歳出収支 (C)=(A)-(B)	0.0	6.1	11.0	15.2	5.2	5.7	6.6	△ 1.9	△ 4.8	△ 5.2	△ 10.8	
累積収支	0.0	6.1	17.0	32.2	37.4	43.1	49.7	47.9	43.1	37.8	27.1	

財源調整2基金年度末残高	119.1	124.2	131.3	137.9	141.7	147.6	154.2	151.6	138.9	131.7	119.1
市場公募債分積立 ①		4.4	5.3	5.7	5.9	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
市場公募債分取崩 ②			3.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
合併準備経費積戻 ③		1.4	1.4	1.4							
条積立 ④		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国体等への取崩し ⑤		6.8	7.7	10.8	2.4			0.9	8.0	2.0	2.0

歳入・歳出収支 (C)=(A)-(B)	0.0	6.1	11.0	15.2	5.2	5.7	6.6	△ 1.9	△ 4.8	△ 5.2	△ 10.8
累積収支	0.0	6.1	17.0	32.2	37.4	43.1	49.7	47.9	43.1	37.8	27.1

=(前年度)+①-②+③+④-⑤+⑥

3 今後における改革の方向性

財政見直し及び財政計画に示すとおり、今までの行革期(※第1次から第5次)にも増して、非常に厳しい行財政運営が想定されることから、まず、基本目標として、計画期間中の収支不足の解消による健全な財政運営のもとでの行政サービスの安定的な提供を図ります。

さらに、合併算定替の終了以降における恒常的な財源不足も含めて考えると、環境変化に応じた行財政規模の適正化、行政サービスのあり方の見直し等を視野に入れながら、市民との対話等を通じて理解を求めつつ、施策・事業の選択と限られた行政資源の集中をさらに厳しく進めることにより、財政構造と業務プロセスの抜本的な改革に取り組んでいく必要があります。

取組み展開の方向性としては、前期において、環境変化に応じた行財政規模の適正化、行政サービスのあり方の見直しに関する具体的な指針や基準等を整えながら、併せて、それに基づき、定員管理の適正化、公共施設の再編、スクラップアンドビルド(廃止・抜本的な見直し及び新設)による業務見直し等の取組みを推進します。またさらに、後期では、実質的な改善効果を見据えたうえで、改革のステップ・アップを図ることにより、将来にわたって持続可能な行財政運営を目指します。

計画における基本目標



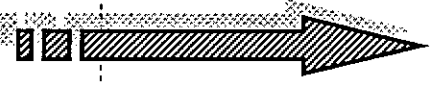

◎平成24年度から33年度(10年間)の収支不足額134.4億円の解消により、健全な財政運営を維持しながら、行政サービスの安定的な提供を図る。

今後における改革の方向性

◎施策・事業の選択と限られた行政資源の集中による財政構造と業務プロセスの抜本的な改革
《環境変化に応じた行財政規模の適正化、行政サービスのあり方の見直し》

※行革期…第1次行財政改革〔昭和56～60年〕、第2次行財政改革〔昭和61～63年度〕、第3次行財政改革〔平成9～13年度〕、第4次行財政改革〔平成17～21年度〕、第5次行財政改革〔平成19～23年度〕を期間として、計画等に基づき、行財政改革を推進してきました。

■改革のステップ・アツ全体像

	行財政改革 アクションプラン (平成 19～23 年度)	第6次行財政改革推進計画	
		[前期プラン] (平成 24～28 年度)	[後期プラン] (平成 29～33 年度)
《ステップ1》 行政運営の効率化 財政基盤の強化 [内部努力]		【主要な取組み】 ◇行政評価の活用による継続的な事務改善 ◇補助金等の見直し ◇民間委託等の推進、指定管理者制度の活用 ◇情報システムの計画的な導入・運用 ◇定員管理の適正化[業務・サービス量の変動に伴う目標管理] ◇徴収率の向上 ◇遊休財産の管理運用及び適正な処分	
《ステップ2》 行財政規模の適正化 [行政サービスの調整]		【主要な取組み】 ◇事務事業の整理合理化 (スラップアウト・ビルドの徹底、サセット方式の導入等) ◇公的関与の視点による全事務事業の総点検 ◇情報システム全体最適化(BPR)による業務改革 ◇適正な行財政規模に応じた定員管理 [体制・規模の適正化に向けての目標管理] ◇資産の戦略的活用(市有施設の再編統合) ◇受益者負担基準の実質的な運用	
《ステップ3》 財政危機回避に向けた 取組み [選択と適正負担]		【主要な取組み】 ◇選択と受益者負担を前提とした行政サービスの提供 ◇パートナーシップ(市民協働の基盤)の構築 (新たな地域コミュニティによる自治等)	
行財政運営への理解 促進《市民との対話》 ＊ステップを踏まえた広報・ 広聴の積極的な展開		◆各種指針・計画の公表等⇒公会計改革・広報展開等⇒説明会・条例化等	

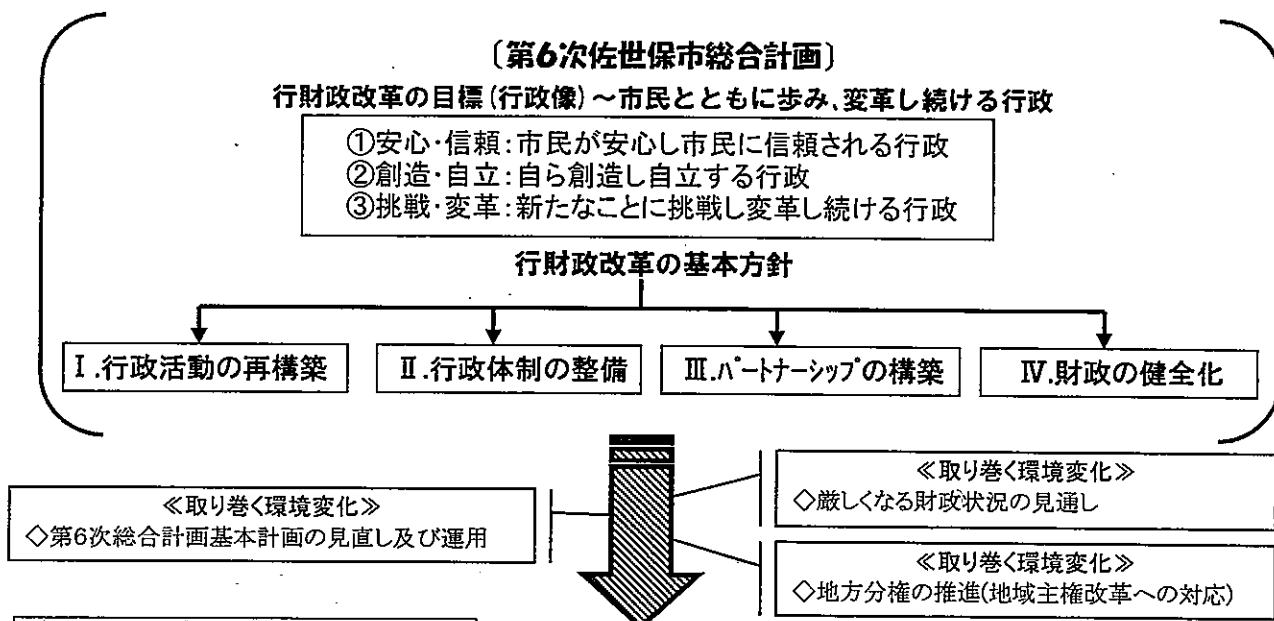
第3章 計画の内容について

1 基本的事項

(1) 位置づけ

「佐世保市行財政改革アクションプラン」〔平成19～23年度〕の策定当時には想定し得なかった今後における環境変化に対し、的確に対応していくため、市としての基本目標や改革の方向性、及びその実現に資する取組み項目等を整理した、行財政改革における市独自の新たな実行計画を策定し、継続的な推進を図ります。

(2) 構成



第6次佐世保市行財政改革推進計画

基本目標 ◎平成24年度から33年度(10年間)の収支不足額134.4億円の解消による健全な財政運営のもとでの行政サービスの安定的な提供

改革の方向性 ◎施策・事業の選択と限られた行政資源の集中による財政構造と業務プロセスの抜本的な改革

行政運営改革		財政運営改革	
<p>I. 行政活動の再構築</p> <p>(1)施策・事務事業の見直し ①行政評価等の手法の積極的活用 ②公的関与の妥当性の検討 ③補助金等の適正化</p> <p>(2)民間活力の活用 ①民間委託等の推進 ②指定管理者制度の活用</p> <p>(3)情報化の推進 ①市民サービス分野の情報化 ②庁内業務の電子化・情報化</p>	<p>II. 行政体制の整備</p> <p>(1)組織・機構の見直し ①組織・機構の見直し ②外郭団体等の見直し</p> <p>(2)定員管理の適正化 ①適正な行財政規模に応じた定員管理 ②職員の適正配置 ③幅広い人材の活用</p> <p>(3)給与等の適正化 ①給与制度の適正化 ②諸手当等の適正化</p> <p>(4)人材の活性化 ①人事評価システムの運用 ②人材の育成</p> <p>(5)公営企業の経営健全化</p>	<p>III. パートナーシップの構築</p> <p>(1)市民協働の推進 ①協働のまちづくりの基盤整備 ②市民協働の推進における環境づくり</p> <p>(2)情報共有の推進 ①コミュニケーションの活性化 ②行政情報の共有</p>	<p>IV. 財政の健全化</p> <p>(1)質の高い財政運営 ①財政規模の適正化 ②後年度負担の軽減 ③戦略的な財源配分 ④安定的な歳入確保</p> <p>(2)信頼される財政運営 ①将来の財政支出、不測の事態への備え ②計画的な財政運営 ③わかりやすい財政運営</p>

(3) 計画期間

将来の財政運営に著しい影響を与えることが予想される合併算定替の段階的な終了(平成27～33年度)を当面の視野に、財政計画と連動する形で、それまでの間の10年間を計画期間とし、前期プラン(平成24～28年度)と後期プラン(平成29～33年度)に分けて、行財政改革に係る目標管理及び個別取組みの推進を図ることとします。

3 重点的な取組み

ここでは、改革に資する重点的な取組みに関して、行政運営と財政運営とに大別し、その具体的な内容を明らかにしています。

なお、重点的な取組みに係る記載方法に関しては、下記のとおり整理しています。

《重点的な取組み記載の見方について》

No. 1	所管部署(課)	総務部(情報政策課) 〔全庁共通〕		
取組み項目	情報システム全体最適化による業務改革			
内容	<p>情報システム最適化指針及び情報セキュリティポリシーのもと、情報システムの計画的な導入・運用を行うとともに、業務プロセスと情報システムを一体的に最適化するBPRによる業務改革を推進します。 〔平成24年度～〕</p> <p>●情報システム全体最適化アクションプランの推進</p>			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	●情報システム全体最適化アクションプランの推進			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
	〔上記取組みの継続〕			

◆取組みを所管する
主な部署を記載。

◆具体的な内容
(個別項目)を記載。

◆取組み内容(個別項目)の年次計画を記載。

※実線・・・既の実施または実施の方針が決定している場合、
また、これらのことを踏まえ、継続して実施していく場合

※点線・・・既の実施している関連の取組みの検証や実施に向けた方針決定を踏まえ、今後実施が予定されている場合

《行政運営改革》

I 行政活動の再構築(事務事業の整理合理化と執行の適正化)




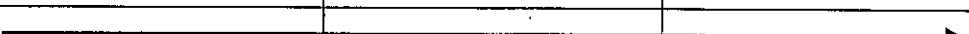

本市においては、厳しい財政状況の中、環境変化に対応する形で公共サービスの提供範囲を想定し、その範囲で行政が関与すべき事務事業を明確にするとともに、官民の役割分担の整理を通じ、スクラップアンドビルド(廃止・抜本的な見直し及び新設)による事務事業の整理合理化と執行の適正化を図ることが求められています。

そこで、本市が行っている全ての事務事業を対象として公的関与の観点から検討を行い、事務事業の整理合理化を図るとともに、行政が関与すべきものの中で外部委託が可能なものについては民間活力の活用を進めます。



また、業務の進め方についても、ICT(情報通信技術)等を活用しながら、業務執行の効率化・適正化を進めます。

(1) 施策・事務事業の見直し



① 行政評価等の手法の積極的活用

No. 1	所管部署(課)	企画部(政策経営課)、財務部(財政課) 行財政改革推進局 〔全庁共通〕		
取組み項目	行政評価等の手法による継続的な事務事業の改善・見直し			
内容	<p>各部局において、行政評価に関し、その結果を計画立案や予算編成へ生かすなど、施策・事務事業の改革・改善ツールとして活用するとともに、評価結果をわかりやすく市民に公表・説明し、継続的な事務改善に取り組みます。</p> <p>あわせて、行政評価をよりわかりやすいものにするために、評価表の見せ方など行政評価システムに関する研究を行います。</p> <p>また、スクラップアンドビルド(廃止・抜本的な見直し及び新設)の徹底、サンセット方式(※)の導入等を通じ、事務事業の整理合理化と執行の適正化を図ります。</p> <p>※サンセット方式・・・事務事業の実施にあたり、太陽(サン)が沈む(セット)ように「期限付」とする手法。具体的には、3年、5年の期限を設定し、従来「廃止あるいは統合するとの決定がない限り自動的に継続」してきたものを「成果を検証したうえで継続すべきあるいは抜本的改善(再構築)をすべきとの決定がない限り自動的に廃止する」というような仕組み</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政評価による政策・施策・事務事業の改善、窓口等サービス評価の実施 ●総合計画後期基本計画策定に伴う行政評価・政策体系システム変更の検討・実施 ●スクラップアンドビルドの徹底、サンセット方式の導入・運用 			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
				
	●行政評価の活用			
				
	●評価システム変更の検討・実施			
				
●スクラップアンドビルドの徹底、サンセット方式の導入・運用				
平成27年度	平成28年度	平成29年度～		
				
●行政評価の活用				
				
●スクラップアンドビルドの徹底、サンセット方式の導入・運用				

② 公的関与の妥当性の検討


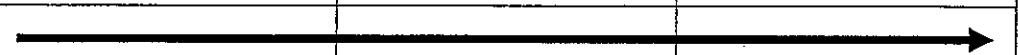
No. 1	所管部署(課)	行財政改革推進局、企画部(政策経営課) [全庁共通]		
取組み項目	公的関与の視点による事務事業の継続的検証			
内容	<p>公的関与の妥当性の検討は、「公的関与の基準」に基づき、『公共性の基準』(その事務事業に公共性が認められるか)、『行政関与の基準』(その事務事業に市が関与すべきか)、『実施主体の基準』(市がその事務事業の実施主体になることは妥当か)のもとで、全事務事業の総点検を行います。</p> <p>[平成24年度～]</p> <p>●事務事業の総点検の実施 ⇒行政評価の積極的活用、民間委託等の推進及び検証、指定管理者制度の活用及び検証、補助金等の適正化、及びこれらを通じた事務事業の総点検に関する統一的な手法・手順の確立</p>			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
				
	●事務事業の総点検の実施			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
				
[上記取組みの継続]				

③ 補助金等の適正化



No. 1	所管部署(課) 財務部(財政課、財産管理課) [全庁共通]		
取組み項目	補助金等の検証・見直し		
内容	補助金等については、公的関与の妥当性のほか、費用対効果、経費負担のあり方等について、行政運営におけるPDCAサイクルの中で検証・見直し等を継続し、その適正化を図っていく必要があることから、「公的関与の基準」、「補助金等見直しガイドライン」、「公有財産貸付(使用)料の減免基準」、「受益者負担基準」に基づき、予算執行の適正化の観点から執行状況調査等の中で、業務内容の精査・見直しを継続するとともに、新たな事業等についても、予算計上にあたっては、十分な検証を行います。 [平成24年度～] ●「公的関与の基準」、「補助金等見直しガイドライン」、「公有財産貸付(使用)料の減免基準」、「受益者負担基準」の運用		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 [上記取組みの継続]		



(2) 民間活力の活用

① 民間委託等の推進

No. 1	所管部署(課)	〔全庁共通〕	
取組み項目	行政業務の市場開放の推進		
内容	<p>「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本に、職員が直接携わっている業務の中で、民間に任せても行政サービスが保障され低下しない、また、民間に任せた方が行政コストの削減が期待できるものについては、民間事業者や市民・地域等への開放を前提に検討し、委託等を通じた民間活力の導入を図ります。</p> <p>その際、安定的に一定水準の行政サービスを提供するためには、民間における適正な労働条件が確保されることが肝要であるので、業務委託に関する各種要綱やマニュアルの検証等による全庁的な整理を通じ、労働条件に係る実態把握を進めながら、必要に応じ、適正化に向けた改善を図ります。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政評価の活用、「公的関与の基準」による見直し (庶務的業務、定型的業務、施設の管理・運營業務など) ●業務委託に係る労働条件の実態把握 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			
	●行政評価の活用、公的関与の基準による見直し		
	●業務委託に係る労働条件の実態把握		
平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
			
[上記取組みの継続]			




② 指定管理者制度の活用

No. 1	所管部署(課)	〔全庁共通〕(公の施設所管部署)		
取組み項目	指定管理者制度導入の検討			
内容	<p>現在直営で管理している公の施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウを導入することによって、新たな行政サービスが期待できるか。 ・一元的に管理運営することによって、施設の効率的な運営管理が期待できるか。 ・施設管理に要する行政コストの削減が期待できるか。 <p>など、指定管理者制度を導入するにあたり、利用者の立場で十分な検討を行います。 〔平成24年度～〕</p> <p>●市営住宅、吉井地区及び世知原地区体育施設等の公の施設についての重点的な検討</p>			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
				
	●指定管理者制度導入の重点的な検討			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
年次計画				
	〔上記取組みの継続〕			



No. 2	所管部署(課)	行財政改革推進局 〔全庁共通〕(公の施設所管部署)		
取組み項目	指定管理者制度導入済み施設の検証			
内容	<p>指定管理者制度を導入している施設について、制度導入後の管理実績の検証を行い、見直しが必要なものは随時改善を行います。 〔平成24年度～〕</p> <p>●「指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針」の運用</p>			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
				
	●モニタリング指針の運用			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
年次計画				
	〔上記取組みの継続〕			

(3) 情報化の推進

① 行政サービスの情報化

No. 1	所管部署(課)	総務部(情報政策課) 〔全庁共通〕			
取組み項目	電子自治体の構築(便利な市役所づくり)				
内容	<p>近年のICT(情報通信技術)の進展や市民ニーズの変化を踏まえ、市民にとっても職員にとっても便利だと実感できる電子自治体(便利な市役所)の構築に向けた取り組みについて、計画的な推進を図ります。</p> <p>〔平成24～26年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新電子自治体推進計画の推進 ・ITを利用した快適窓口、電子申請、コールセンターの導入(平成24～25年度) ・多様な支払手段(コンビニ納付など)の提供(平成24年度) ・文書管理システムの検討(平成25年度)及び導入(平成26年度) <p>〔平成26年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次期推進計画の策定・推進 				
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
					
	●新電子自治体推進計画の推進			●次期推進計画の策定	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～		
					
●次期推進計画の推進					

② 庁内業務の電子化・情報化

No. 1	所管部署(課) 総務部(情報政策課) [全庁共通]		
取組み項目	情報システム全体最適化による業務改革		
内容	情報システム最適化指針及び情報セキュリティポリシーのもと、情報システムの計画的な導入・運用を行うとともに、業務プロセスと情報システムを一体的に最適化するBPRによる業務改革を推進します。 [平成24年度～] ●情報システム全体最適化アクションプランの推進		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 ●情報システム全体最適化アクションプランの推進		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 [上記取組みの継続]		

Ⅱ 行政体制の整備(庁内執行体制の適正化)

本市においては、取り巻く環境の変化や時代の要請等踏まえ、公共サービスの提供主体の適正化など官民の活動領域の再構築を行う中で、事務事業の整理合理化や庁内執行体制の適正化を図ることが求められています。

そこで、事務事業の整理合理化と執行の適正化等に対応して、市民の視点でわかりやすい、簡素で機動的な組織づくりを行います。

また、効率的・効果的な業務執行のために、行政の果たすべき役割の変化に合わせた定員管理の適正化、給与等の適正化及び人材の育成を図ります。



さらに、公営企業については、事業活動で生み出される経営資源(人、物、金)を有効活用するとともに、事業の必要性、事業主体や事業方法の妥当性に関する検討等を通じ、一層の効率的・効果的な経営に向けて経営の健全化を図ります。

(1) 組織・機構の見直し

① 組織・機構の見直し

No. 1	所管部署(課)		行財政改革推進局 [全庁共通]
取組み項目	組織・機構の見直し		
内容	<p>行政を取り巻く環境の変化や時代の要請による新たな政策課題について、機動的かつ柔軟に対応するため、簡素でわかりやすいという視点を考慮しながら、随時、組織・機構の見直しを行います。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「第6次佐世保市総合計画」に対応し、「市民が主役の質の高い行政サービスの実施」「市民の汗の結晶である税金を生かす行政システムの確立」を基本的な考え方とした組織・機構の見直しの検討・実施 ●行政センター等の出先機関の再編 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	<ul style="list-style-type: none"> ●「総合計画」に対応した組織・機構の見直し検討・実施 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●行政センター等の出先機関の再編 ○行政センターの支所化 		<ul style="list-style-type: none"> ○補完する出先機能の見直し [吉井、世知原地域]
平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
<ul style="list-style-type: none"> ●「総合計画」に対応した組織・機構の見直し検討・実施 			
<ul style="list-style-type: none"> ○補完する出先機能の見直し [小佐々地域] 		<ul style="list-style-type: none"> ○補完する出先機能の見直し [江迎、鹿町地域] 	

② 外郭団体等の見直し



No. 1	所管部署(課)		行財政改革推進局 [全庁共通](外郭団体等所管部署)
取組み項目	外郭団体等に係る点検・見直し		
内容	<p>外郭団体等については、公的関与の状況を踏まえながら、事業環境の変化に対応した抜本的な見直しを行います。そのため、外郭団体等の設立目的、業務内容、経営状況について点検・見直しを行い、業務執行の効率化などの経営改善を行うとともに、目的が達成されたもの、事業の委託可能性や集約可能性があるもの、累積欠損の著しいもの等については、市の組織も含めて統廃合、民間譲渡等を検討します。</p> <p>[平成24年度～]</p> <p>●外郭団体等に係る点検及び見直し検討</p>		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <p>●外郭団体等に係る点検及び見直し検討</p>		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <p>[上記取組みの継続]</p>		

(2) 定員管理の適正化

① 適正な行財政規模に応じた定員管理

今後における改革の方向性として、環境変化に応じた行財政規模の適正化が求められており、合併財政支援措置の終了を視野に「総務省の定員回帰指標(普通会計)による試算[類似団体(特例市)との比較]」や「基準財政需要額算入職員数を基本にした算定」等により想定される、定員面での適正な行財政規模を踏まえ、定員管理の目標として、今後、施策・事務事業の内容及び手法の見直し、職員の退職不補充等を行うことにより、段階的に職員数を削減し、平成33年4月1日現在で1,950人(※地方公共団体定員管理調査による普通会計部門の職員数)以下を目指します。

② 職員の適正配置



No. 1	所管部署(課)	総務部(職員課)	
取組み項目	公務能率向上のための職員配置		
内容	<p>職員の適性や経験を踏まえた適材適所の人事異動により、公務能率を向上させるための体制づくりを行います。また、将来的な年齢構成を視野に入れ、多様な採用のあり方等を検討するとともに、新規採用も計画的に実施し、将来を担う次の世代を育成する体制を構築します。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人材育成型ジョブ・ローテーションの方針の研究・検討 ●自己申告を活用した人事異動の実施(現制度の見直し) ●昇任基準の明確化 ●庁内公募制(人事異動・昇任)、希望降任制の導入検討 ●早期希望退職制度の運用 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			
	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成型ジョブ・ローテーションの方針の研究・検討 ●自己申告を活用した人事異動の実施 ●昇任基準の明確化 ●庁内公募制(人事異動・昇任)希望降任制の導入検討 ●早期希望退職制度の運用 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
			
[上記取組みの継続]			

③ 幅広い人材の活用



No. 1	所管部署(課)	総務部(職員課) [全庁共通]	
取組み項目	職員採用の弾力化・多様化		
内容	<p>民間経験者の採用や任期付職員としての採用など、幅広い人材の活用を目的とした多様な職員採用のあり方・方法について検討し、弾力的な運用を図ります。 [平成24年度～]</p> <p>●多様な職員採用のあり方・方法の検討及び弾力的な運用</p>		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	●多様な職員採用のあり方・方法の検討及び弾力的な運用		→
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	[上記取組みの継続]		→

(3) 給与等の適正化

① 給与制度の適正化

No. 1	所管部署(課)	総務部(職員課)	
取組み項目	給与水準及び総人件費の適正化		
内容	<p>職員の給与の決定方法については、国家公務員制度改革基本法に基づき、民間準拠又は国家公務員準拠の考え方から、労使による交渉や協約により決定されるものに大幅な制度改正が予定されており、制度改正の動向を注視する必要があります。</p> <p>本制度改正の趣旨を踏まえ、市民の理解を得られるよう、給与等の状況を公表し、透明性を確保しつつ、本市を取り巻く社会経済情勢や中長期的な財政状況等を踏まえ、給与水準及び総人件費水準の適正化を図ります。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労使交渉に基づく給与等勤務条件の決定(法改正の状況を踏まえ実施) ● 給与水準の公表の実施 ● ラスパイレス指数の適正化(100以下)の実施 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <ul style="list-style-type: none"> ● 労使交渉に基づく給与等勤務条件の決定 ● 給与水準の公表の実施 ● ラスパイレス指数の適正化(100以下)の実施 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <p>[上記取組みの継続]</p>		

② 諸手当等の適正化



No. 1	所管部署(課)	総務課(職員課)	
取組み項目	職員手当等の適正化		
内容	<p>社会経済情勢の変化や、国・他都市の状況などを踏まえ、総合的な検証を行い、その制度の趣旨に合致しなくなっているものは見直しを行います。</p> <p>また、職員の時間外勤務を縮減し、時間外勤務手当の削減を行います。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員手当等の見直し ●時間外勤務手当の削減 ●特殊勤務手当の検証・見直し 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			
	<ul style="list-style-type: none"> ●職員手当等の見直し ●時間外勤務手当の削減 ●特殊勤務手当の検証・見直し 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
			
[上記取組みの継続]			

(4) 人材の活性化

① 人事評価システムの運用

No. 1	所管部署(課)	総務部(職員課)		
取組み項目	人事評価の本格実施			
内容	<p>国家公務員、他都市の先進事例等を参考にしながら、実績評価等を取り入れ、勤務実績に応じた昇給制度、人材育成に活用できる勤務評定システム(人事評価システム)の本格的な実施を通じて、職員の士気を維持し、質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の勤務成績を適正に反映した昇給等の導入を図ります。</p> <p>[平成24年度～]</p> <p>●人事評価結果を反映した昇給等の導入検討</p>			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	●人事評価結果を反映した昇給等の導入検討		→	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
	[上記取組みの継続]		→	

② 人材の育成

No. 1	総務部(職員課) [全庁共通]		
取組み項目	職員研修の充実・強化		
内容	3C(チャレンジ・チェンジ・コミュニケーション)を実践できる職員を育成するため、職員研修体系の抜本的な見直しを図るとともに、職員研修専用の施設を確保するなど、人材育成体制の充実を図ります。 また、OJTの積極的な実施を促進するほか、希望選択制の研修(カフェテリア研修)の拡充を行い、職員研修のさらなる強化を進めます。 [平成24年度～] ●職員研修体系の抜本的な見直し ●職員研修専用施設の確保 ●OJTサポーターの養成などによるOJTの実施促進 ●市主催の希望選択制研修(カフェテリア研修の充実)		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 ●職員研修体系の抜本的な見直し ●職員研修専用施設の確保 ●OJTサポーターの養成などによるOJTの実施促進 ●市主催の希望選択制研修(カフェテリア研修の充実)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 [上記取組みの継続]		

(5) 公営企業の経営健全化

公営企業(水道・下水道事業、交通事業、病院事業)については、地方公営企業法に基づき、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進すること」を基本原則としながら、事業活動で生み出される経営資源(人、物、金)を有効活用するとともに、事業の必要性、事業主体や事業方法の妥当性に関する検討等を通じ、一層の効率的・効果的な経営に向けて経営の健全化を図ります。

そこで、各公営企業では、企業の使命・ビジョン、経営戦略、財政収支計画、及び個別の取組み等を示す「中期経営計画」を策定したうえで、業績評価の実施、積極的な情報公開等を通じ、計画的で透明性の高い健全経営を推進します。

なお、各種目標の管理のほか、企業職員の給与の適正化、事務事業の見直しや定員管理の適正化等の個別取組みの実施状況については、各公営企業で策定する「中期経営計画」の推進を通じ、実質的な進捗を図ります。

また一方で、経費の負担の原則に則り、一般会計が負担すべきものと受益者負担とすべきものとの区分を再整理するなど、企業会計への繰出金のあり方について検討を行います。

Ⅲ パートナーシップの構築(市民協働の推進)

社会構造や時代の変化等に伴い、公私の領域の枠組みについても変化が生じてきています。





市民は、公共サービスの受益者であるとともに、公共サービスの提供者としての役割を担い、事業者は、経済活動の主体としての役割とともに、地域社会を支える主体としての役割を担うことが期待されています。

一方で、行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲していくという、いわゆる「新たな公共」の概念において、市民・事業者と行政がそれぞれ期待される役割を果たしつつ、連携・協働を図る市民協働の推進が求められています。

そこで、「市民協働推進計画 第二次計画」〔平成 23～27 年度〕に基づき、市民協働を推進するための具体的施策について、計画的に取り組みます。



(1) 市民協働の推進

① 協働のまちづくりの基盤整備

No. 1	所管部署(課)	市民生活部(市民生活課、市民協働推進室) 企画部(地域政策課) [全庁共通]		
取組み項目	コミュニティ行政のあり方の検討			
内容	<p>地域における市民協働のまちづくり活動の基盤として、まず、身近な町内会等自治組織の活性化を含めた新たな地域コミュニティの構築を図りながら、さらには、多元参加型地域コミュニティ(※)のあり方について検討を行い、地縁型組織と目的型組織が連携することにより、活動の進化・広がりが期待できるような地域コミュニティの再興を目指します。</p> <p>なお、合併地域においては、主に合併地域を対象とする「合併地域まちづくり特別事業」等の見直しも関連させながら、検討を進めます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ行政のあり方検討(新たな地域コミュニティの構築等) ●合併地域まちづくり特別事業の実施及び見直し検討 <p>※多元参加型地域コミュニティ・・・同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられるエリア型コミュニティと、特定のテーマの下に有志が集まって形成されるテーマ型コミュニティとが補完的・複層的に融合し、多様な個人の参加や多くの団体の協働を促していく新たなコミュニティの形。</p>			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ行政のあり方検討 ○地域コミュニティのモデル実施 			<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティの本格展開 ・総合的な取組みの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●合併地域まちづくり特別事業の実施及び見直し検討 			<ul style="list-style-type: none"> ○吉井・世知原にて事業終了
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティの本格展開 ・総合的な取組みの推進  <ul style="list-style-type: none"> ○宇久・小佐々・江迎・鹿町にて事業終了 				

② 市民協働の推進における環境づくり

No. 1	市民生活部(市民協働推進室) [全庁共通]		
取組み項目	市民公益活動の支援		
内容	<p>市民公益活動団体(NPO等)のマネジメントや人材育成、団体同士のネットワークづくりに関する支援など、団体運営に関する支援を行います。</p> <p>また、活動の拠点である「させば市民活動交流プラザ」の運営にあたり、特にソフト面での充実を図ります。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民公益活動団体自立化支援補助金の運用 ●市民公益活動団体への研修会の開催 ●提案公募型協働事業の実施 ●「させば市民活動交流プラザ」の運営及び運営主体に係る検討 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	●市民公益活動団体自立化 支援補助金の運用		→
	●市民公益活動団体への 研修会の開催		→
		●提案公募型協働事業の実施	→
	●「させば市民活動交流プラザ」 の運営及び運営主体に係る 検討		→
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
→ [上記取組みの継続]	●市民協働推進計画 (第3次計画)に基づく 各種支援策の実施	→	



No. 2	所管部署(課)		市民生活部(市民協働推進室) 総務部(職員課)、行財政改革推進局
取組み項目	市民協働の推進のための行政体制・施策の整備		
内容	<p>市民協働の一方の担い手である市職員にも、市民協働への理解と行動を促すとともに、全庁的に協働事業に取り組むための仕組みや体制の整備を進めます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提案公募型協働事業の展開 ●市職員研修会の開催 ●市民協働ガイドラインの普及・運用 ●市民協働の視点に立った行政体制の整備検討(市民協働推進担当者の配置等) 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <ul style="list-style-type: none"> ●提案公募型協働事業の展開 (H24:公募等、H25～実施) ●市職員研修会の開催 ●市民協働ガイドラインの普及・運用 ●市民協働の視点に立った行政体制の整備検討 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <ul style="list-style-type: none"> ●市民協働推進計画(第3次計画)に基づく仕組みや体制の整備 <p>[上記取組みの継続]</p>		

(2) 情報共有の推進

① コミュニケーションの活性化

No. 1	所管部署(課)	企画部(政策経営課、地域政策課) 総務部(秘書課、情報政策課) 市民生活部(市民生活課) [全庁共通]			
取組み項目	政策立案等への市民の声の反映				
内容	<p>多様な市民ニーズの的確な把握と市の政策立案、各種計画等の策定において、対話型の市民会議、地域での懇談会、市民意識アンケート調査、関係者インタビュー、パブリックコメント、ワークショップ等の手法を取り入れます。</p> <p>また、各施策・事業の展開や行政サービスの改善等に市民の意見を反映させる仕組みづくりを推進するため、市民による行政評価等を実践・活用し、より市民意見を積極的に取り入れた行政経営を実践します。</p> <p>なお、合併地域においては、地区協議会を通じ、地域の意見を市政に反映させるとともに、「合併まちづくり計画」終了後のあり方について、コミュニティ行政の検討と連携しながら、整理を行います。</p> <p>[平成24年度～]</p> <p>●広聴事業の推進</p> <p>・「ひと・まち育む元気プラン市民会議」の運営(市民による行政評価の実施)、市政懇談会「おじゃま～す！市長です」、「市長への手紙」、「ご意見箱」、「Q&Aシステム投稿機能」の運用、「市長とキラッ人トーク」の開催、Eモニター制度の調査・検討及び運用</p> <p>●地区協議会を通じたの合併地域の意見反映及び今後のあり方検討</p>				
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
	●広聴事業の推進		→		
	●地区協議会を通じたの合併地域の意見反映及び今後のあり方検討		→		
	平成27年度		平成28年度	平成29年度～	
	●広聴事業の推進		→		
	○宇久・小佐々地区協議会の解散		→		
○江迎・鹿町地区協議会の解散		○江迎・鹿町地区協議会の解散			

② 行政情報の共有

No. 1	所管部署(課)	総務部(秘書課、情報政策課) 〔全庁共通〕		
取組み項目	誰にでもわかりやすい情報の提供			
内容	<p>行政としての説明責任および市民自治意識の醸成のため、また、市民協働を進める前提条件として、ICT（情報通信技術）等様々な方法や媒体を通じ、情報の入手のしやすさ、わかりやすさ等に留意しながら、行政情報の浸透・共有を図ります。</p> <p>〔平成24年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市政情報提供事業の推進 ・ 広報させば、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページでの情報発信 			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	 <ul style="list-style-type: none"> ● 市政情報提供事業の推進 			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
	 <p>〔上記取組みの継続〕</p>			

《財政運営改革》

Ⅳ 財政の健全化(持続可能な財政運営)

本市の財政見通しでは、社会保障関係費や公共施設の維持管理費など経常的な行政サービスの増大に加え、合併財政支援措置の段階的な終了等による歳入の減少により、財政収支の均衡を保つことが難しくなるという厳しい状況を想定しています。

このような状況の中、人や物に関わる量的削減のみならず、行財政運営そのものの質を見直す抜本的な経営改革と説明責任が求められており、持続可能な行財政運営の実現のため、市民の生活、地域経済の下支えを図るとともに、地域の再生に向けて積極的に関与することにより、税源の涵養や公共サービスの適正化を進め、財政の健全化を図ることが最大の課題となっています。

そこで、中期財政計画を基本として、わかりやすい財務情報の提供や市民との対話等を通じ説明責任を果たしながら、計画的な財政運営を進めます。

(1) 質の高い財政運営

① 財政規模の適正化

No. 1	所管部署(課)	財務部(財政課)、行財政改革推進局		
取組み項目	適正な財政規模への是正			
内容	<p>合併による効率化を達成するとともに、標準的な財政需要を明らかにしつつ、あるべき財政規模への是正を進めます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●標準的な財政需要の比較分析 ・地方交付税分析、他都市との比較など ●行政サービス見直し ・事務事業の選択、事業量の縮減 			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	●標準的な財政需要の比較分析	→		
		●行政サービス見直し	→	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
●標準的な財政需要の比較分析	→			
●行政サービス見直し	→			

② 後年度負担の軽減



No. 1	所管部署(課)	財務部(財政課)		
取組み項目	市債発行(投資的経費)の調整			
内容	<p>後年度の債務償還能力から現在の市債発行可能額を算出し、投資的経費の調整を図りながら市債の発行額を抑制し、後年度負担の適正化に努めます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市債の発行調整 ・債務償還能力からの市債発行可能額算出 ●市債残高の逡減 ・目標値の設定 ・プライマリーバランスの黒字化 			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	●市債の発行調整			
	●市債残高の逡減			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
	[上記取組みの継続]			







③ 戦略的な財源配分






No. 1	所管部署(課)	財務部(財政課)	
取組み項目	財源配分の重点化		
内容	<p>経営方針等により重点政策を明らかにし、これらの分野に財源を集中的に投下することにより成果を最大とし、ひいては税源の涵養につなげます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集権的財源配分と分権的編成 ・経営方針に基づく予算フレームの設定 ●成果志向の予算編成 ・事前評価の実施、成果指標の設定 ・事業終期の設定 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	●集権的財源配分と分権的編成	→	
	●成果志向の予算編成	→	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	[上記取組みの継続]	→	



④ 安定的な歳入確保

No. 1	所管部署(課) 財務部(市民税課、資産税課、納税課、財産管理課)		
取組み項目	自主財源の確保		
内容	<p>税負担の適正かつ公平性を保つため、積極的な滞納処分の執行による滞納整理などを行い、徴収率の向上に取り組みます。また、口座振替、特別徴収など自主納税の推進を図るとともに、申告・納税環境の整備を進めます。</p> <p>新たな財源調達観点から自動販売機設置の入札、有料広告など税外収入についても積極的に取り組みます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市税の滞納整理促進 ●申告・納税環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替、特別徴収の促進、コンビニ収納など便利な収納方法の拡大 ・電子申告の推進 ●税外収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置の入札制度化、有料広告など 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	●市税の滞納整理促進		→
	●申告・納税環境の整備		→
	●税外収入の確保		→
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	[上記取組みの継続]		→

No. 2	所管部署(課)	財務部(市民税課、資産税課、納税課、財政課)	
取組み項目	自主課税		
内容	<p>地域の自主性・自立性を高めるためには、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくことが重要です。</p> <p>地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、自主的に判断し、条例で決定できるよう改革を進め、それによって、課税にあたり納税者である市民と直接向き合う機会を増やすことが肝要です。</p> <p>これらの自主課税について調査研究を進め、税制改革に対応します。</p> <p>[平成24年度～]</p> <p>●自主課税</p> <p>・地域決定型地方税制特例措置、法定税の法定任意税化・法定外税化、制限税率の見直しなど</p>		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <p>●自主課税</p>		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <p>[上記取組みの継続]</p>		



No. 3	所管部署(課)	財務部(財政課、納税課) 〔全庁共通〕	
取組み項目	債権管理の計画的推進		
内容	<p>税込以外の使用料、手数料、財産貸付収入などについても、債権管理庁内検討委員会のもと、佐世保市債権管理条例に基づき、収入未済額の削減と公平性の確保に積極的に取り組みます。</p> <p>また、債権管理検討委員会において、市債権全体の管理を行うとともに、関係部局間の情報共有を図り、事務局による巡回指導などを取り組み、債権管理の適正化、効率化を図ります。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●債権管理検討委員会における全体管理(情報共有、巡回指導など) ●非強制徴収債権の新たな債権回収手法に係る研究及び運用 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	<p>●債権管理検討委員会における全体管理(情報共有、巡回指導など)</p> 		
	<p>●非強制徴収債権の新たな債権回収手法に係る研究</p> 	<p>●非強制徴収債権の新たな債権回収手法の試行</p> 	<p>●非強制徴収債権の新たな債権回収手法の運用</p> 
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
<p>●債権管理検討委員会における全体管理(情報共有、巡回指導など)</p> 			
<p>●非強制徴収債権の新たな債権回収手法の運用</p> 			

No. 4	所管部署(課)	財務部(財産管理課) 〔全庁共通〕	
取組み項目	市有財産の適正管理と資産の戦略的活用		
内容	<p>資産・債務改革の方向性と具体的な方策をまとめた資産活用基本方針を策定し、戦略的な資産活用を進めます。</p> <p>遊休財産については、積極的な管理運用及び適正な処分を行うことにより収入の確保を図ります。</p> <p>またあわせて、市有施設の再編統合、市有地利活用の活性化等を通じ、市有財産の適正管理と資産の戦略的な活用を図ります。</p> <p>〔平成24年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資産活用基本方針の策定〔平成 24～25 年度〕 ●施設再編事業〔平成 24～27 年度〕 ・市有施設の整理統合 ●市有地利活用活性化事業〔平成 24～26 年度〕 ・価格鑑定のあり方等の検討、インターネットによる入札など 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	●資産活用基本方針の策定	 (方針運用)	
	●施設再編事業		
	●市有地利活用活性化事業		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	●資産活用基本方針の運用		
●施設再編事業			



No. 5	所管部署(課)		財務部(財政課)、会計管理室 〔全庁共通〕
取組み項目	公金の適正かつ効率的な管理・運用		
内容	<p>公金については、「佐世保市公金管理方針」により、安全確実な方法を最優先し、その範囲内でより有利で効率的な管理・運用を行います。</p> <p>また、基金については、中期的な取崩し見込みを想定したうえで、現行の定期預金に比べより有利な公債等による中期的運用を検討します。</p> <p>〔平成24年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公金の適正かつ効率的な管理・運用 ●より有利で効率的な管理・運用に関する研究 ●基金の公債等による中期的運用の検討 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <ul style="list-style-type: none"> ●公金の適正かつ効率的な管理・運用 ●より有利で効率的な管理・運用に関する研究 ●基金の公債等による中期的運用の検討 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <p>〔上記取組みの継続〕</p>		

(2)信頼される財政運営

① 将来の財政支出、不測の事態への備え



No. 1	所管部署(課)	財務部(財政課) [全庁共通]基金所管部署		
取組み項目	適正規模の基金保有			
内容	<p>財源調整2基金(減債基金、財政調整基金)については一定の残高を確保し、前年度の剰余金は、できる限り積み立てることとします。</p> <p>また、特定目的基金については、将来見通しを含め活用状況の検証を行い、新設、統廃合、規模の適正化を図ります。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基金の確保 ・収支の均衡による財源調整2基金の残高維持 ・前年度剰余金の積み立て ・事業計画の策定、適正規模の検討による特定目的基金の整理(改廃、新設) 			
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～	
	 <p>[上記取組みの継続]</p>			



② 計画的な財政運営

No. 1	所管部署(課)		財務部(財政課)
取組み項目	中長期財政見通し		
内容	<p>恒常的、構造的な財源不足を解消し、持続可能な財政を維持するためには、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が不可欠であり、財政改革の道筋を示しながら、財政基盤の確立に努めます。</p> <p>また、政策プランを実効あるものとするため、戦略的な財政計画として示し、財政的裏付けを明らかにします。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中期財政ビジョン（財政運営指針、財政見通し、改革プラン）策定 ・財政指標の設定、目標管理 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			
	●中期財政ビジョン		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
			
[上記取組みの継続]			

No. 2	所管部署(課)		財務部(財産管理課、財政課) [全庁共通]
取組み項目	資産の総合的な経営管理		
内容	<p>財源に限りがある中で行政に対するニーズは増加傾向にあり、しかも質の向上も求められています。</p> <p>そのためには積極的に改革を進める必要があり、経営資源の一つである「物」の主要部分である公共施設、公有財産について、先進的な改革手法であるファシリティマネジメント(※)の導入を進め、施設のあり方(経営)、施設管理の効率化・低コスト化・適正品質化(管理)、施設運営の合理化(業務)の観点から管理し、施設利用の市民の利便性の向上、職員の業務の効率化などを図るとともに、資産の有効活用に取り組みます。</p> <p>※ファシリティマネジメント…業務用不動産すべてを最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理(社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会の定義)</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ファシリティマネジメント ・調査研究、本庁舎リニューアル計画との連携 ・業務効率性の向上、市民の利便性向上、セキュリティ対策、資産の有効活用 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	●ファシリティマネジメント (調査研究)		→
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	●ファシリティマネジメント (実施)		→

③ わかりやすい財政運営

No. 1	所管部署(課) 財務部(財政課) [全庁共通]		
取組み項目	財務情報の提供		
内容	<p>情報の開示は市民自治の原点であり、財政状況をわかりやすく説明し、中長期的な見通しを含め財政運営についての認識を共有することが必要です。</p> <p>平成30年度以降は合併算定替の終了もあって収支不足に陥り、しかも年々不足幅が拡大することが予想されます。この収支不足を解消するために大きな改革が必要であることや財政運営の基本的な考え方を市民にわかりやすく伝えます。</p> <p>[平成24年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●わかりやすい情報開示 ・中期財政ビジョンの公表 ・市民向け説明会の開催 ・公会計制度改革 ・税の使途、税負担の有効性などの説明 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <ul style="list-style-type: none"> ●わかりやすい情報開示 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <p>[上記取組みの継続]</p>		

No. 2	所管部署(課)		財務部(財政課) 〔全庁共通〕
取組み項目	財政運営への市民参画		
内容	<p>財政状況が厳しさを増すにつれ、財政改革も行政の内部努力、行政サービスの見直しを強化していく必要に迫られますが、人口減少、少子高齢社会の進展に伴いこれらの対応には限界があり、「サービスの選択と適正な負担」が不可避となる「自己決定」の段階へ移行することが考えられます。</p> <p>行政は、市民にとって真に必要とする施策・事業を選択、優先付けし、財源を調整し、市民が自らの財政負担を意識しながら、行政サービスの水準を選択することにより財政運営に参画できる環境を整えます。</p> <p>このため、財務情報の提供にとどまらず、将来的な財政フレームを踏まえたいうえで、どのような財政運営が望ましいかをともに考える場について検討を進めます。</p> <p>〔平成24年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民参画の提案 ・財政ワークショップなど市民との対話のための方策 ・財政基本条例の研究 		
年次計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	 <p>●市民参画の提案(調査研究)</p>		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
	 <p>●市民参画の提案(試行)</p>		

第4章 計画の推進について

1 行政経営の展開

今後は、本計画が目指す行政像「市民とともに歩み、変革し続ける行政」の考え方にに基づき、人、物、金、情報等のあらゆる面で、経営の視点をもった行財政運営、いわゆる行政経営の展開を図っていきます。

また、その原動力は市職員であることから、行政評価システム等の手法や仕組みを通じて、市職員が従来の仕事のやり方を見直し、自らの仕事の意味を確認し、課題を見つけ、実践活動（改革・改善）につなげていくという「市役所の体質改革」に継続して取り組むことにより、本計画の効果的な推進を図ります。

2 推進体制

「佐世保市行財政改革推進本部」を中心とした推進体制のもと、各部署に対する必要な指示を行いながら、それぞれの役割に応じた実働を通じ、全庁的な取組みの展開を図ります。

また、「行財政改革特別委員会」(佐世保市議会)や「佐世保市行財政改革推進会議」(外部の任意機関)を通じ、議会や市民等から幅広く意見を聞きながら、本計画の進行管理を行うとともに、その進捗状況については報告書等により市民に広く公表します。

